

あなたの知的財産、守れていますか

商標や特許でドキッとしたら、久留米知財センターへ

事業を行う上で、資金繰りや集客といったさまざまな不安要素がある中、意外と盲点になるのが、商標・特許などの知的財産権です。ある日突然、権利侵害の警告が…といったことも少なくありません。具体的にどんな相談や支援があるのか、久留米知的財産支援センターの山本さんに話を聞きました。

■ 知財をめぐるトラブルはありますか

知財に関するトラブルが多くなっています。例えば、屋号に関するトラブルでは、商標登録をしていなかったため、権利侵害の警告書が届き、弁護士を交えた話し合いの結果、最終的には屋号の変更を余儀なくされたという事例がありました。

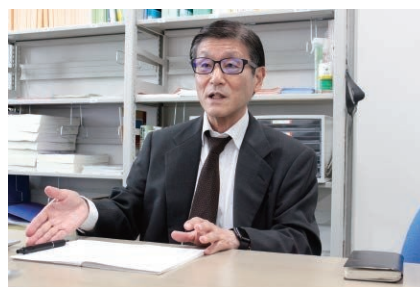
■ どのような悩みで相談に来ますか

相談の内容はさまざまですが、多くは「自分の権利を守りたい」という思いでいらっしゃいます。ただ、その方法が特許なのか、意匠なのか、または実用新案なのか、そこを理解されていない相談は多いですね。

その時は、知財に対する理解を深めていただけるような話をしたうえで具体的な相談内容に入るように心がけています。

■ どんな方に活用してほしいですか

特に創業前、創業して日が浅い方に強くお勧めします。創業準備の中に「知財」の意識を持っていただくだけでも、大きな一歩です。知財は敷居が高く敬遠しがちですが、早い段階で自分ごととして向き合うことで、リスクヘッジとなり自身の将来を守ることにつながります。



久留米知的財産支援センター 支援相談員 山本益三さん

知財の活用支援・インターネット出願についての相談(無料・事前申込み)

毎週水曜日、金曜日の午前10時から午後4時まで

問 久留米知的財産支援センター [㈱久留米ビジネスプラザ内] ☎ 0942-31-3104 F 0942-31-3107

詳しくはこちら▼



お知らせ

温室効果ガス排出量の「見える化」でエネルギーコストを最適化

環境への取り組みは、企業評価の重要な指標です

エネルギーにかかる「コスト削減」と「脱炭素化」の同時達成に向けて、専門家の支援やツールの活用により、事業者自らのエネルギー使用の見える化や運用改善、設備導入に向けた取り組みが可能になります。

脱炭素経営推進事業補助金

市は、事業者の皆さんの脱炭素経営につながる取り組み費用の一部を補助します。

対象

- ①久留米市内に本店または事業所を有する事業者
- ②久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること
- ③市税の滞納がないこと

そのほかに、事業ごとに要件があります。

◆温室効果ガス排出量可視化サービス導入事業を開始します

企業活動で生じる温室効果ガスを「見える化」し、脱炭素経営に取り組むことで、PR効果をはじめとするさまざまなメリットにもつながります。温室効果ガスの排出量を把握することが、脱炭素経営の第一歩となります。

対象事業

補助対象事業	エコアクション21	ZEB化サポート	省エネ診断	温室効果ガス排出量可視化サービス導入事業
補助対象経費	エコアクション21の認証・登録料	ZEB化を検討する際にZEB化プランナーに相談する費用	省エネルギー診断に要する費用の自己負担に要する費用	可視化サービスの月額使用料
補助率上限額	1/2 10万円	3/4 6万円	3/4 1万7千円	1/2 6万円

詳しくはこちら▼



問 環境政策課 ☎ 0942-30-9146 F 0942-30-9715 ✉ kansei@city.kurume.lg.jp